

大和市児童館条例 逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、児童館の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、大和市児童館条例を制定する趣旨・目的を定めている。

【解説】

大和市の児童館の設置や管理等必要な事項を、大和市児童館条例によって定めることを示している。

(設置)

第2条 本市は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、児童館を設置する。

2 児童館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

【趣旨】

本条は、大和市児童館の目的・名称・位置について定めている。

【解説】

<第1項関係>

児童館の設置目的は、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため」であると定めている。

<第2項関係>

大和市児童館の名称及び位置は、別表に示すことを定めている。

(使用者の範囲)

第3条 児童館を使用できる者は、次の掲げるとおりとする。

- (1) 市内に居住する6歳以上16歳未満の者
- (2) 市内に居住する付添人のある6歳未満の者
- (3) 児童の育成に関する事業を行う団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認めた者

【趣旨】

本条は、児童館を使用できる者の範囲を定めている。

【解説】

児童館を利用できる者として、以下の4項目を定めたものである。

(1)市内に居住する6歳以上16歳未満の者

一人で児童館を利用できる者の年齢を定めたものであるが、小学校に入学した児童については、必ずしも付き添いを求めるものではない。

(2)市内に居住する付添人のある6歳未満の者

市内に居住する6歳未満の未就学児は付添人の同行があれば児童館を利用できるとしている。
これは異世代が同じ場所で遊ぶ児童館において未就学児が安全に遊べるように見守る者が必要と
しているものである。

(3)児童の育成に関する事業を行う団体

(4)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認めた者

(指定管理者による管理)

第4条 児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

【趣旨】

本条は、児童館の管理を指定管理者に行わせるものとし、その根拠を定めている。

【解説】

地方自治法244条の2第3項では、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる」としている。この規定により、大和市は児童館運営を指定管理者に行わせると定めている。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 児童館の使用の承認に関する業務

(2) 児童の遊びや生活の指導等など児童館事業に関する業務

(3) 児童館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

【趣旨】

本条は、指定管理者が行う業務の範囲を定めている。

【解説】

指定管理者が行う業務として、以下の4項目を定めたものである。

(1)児童館の使用の承認に関する業務

来館者からの児童館利用の申し込みに対して、その使用の可否を判断する業務である。

(2)児童の遊びや生活の指導等など児童館事業に関する業務

来館した児童に工作や卓球など健全な遊びを教えたり、基本的な挨拶などを指導したりする業務である。

(3)児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4)前3号に掲げるもののほか、大和市教育委員会が必要と認める業務

大和市教育委員会が必要と認める業務とは、職員の配置に関すること、本市との連絡調整、各種書類の作成提出や緊急時の対応等である。

(指定管理者の候補者の選定)

第6条 教育委員会は、指定管理者に児童館の管理を行わせようとするときは、児童館の存する地域に居住する者で構成され児童の健全育成活動を促進する目的で設立された団体であって、次に掲げる選定の基準に照らし児童館の設置目的を最も効果的に達成できると認められるもの（以下「被選定団体」という。）を、指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 児童館を使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 児童館の効用を最大限発揮するものであること。
- (3) 児童館の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 児童館の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他教育委員会が別に定める基準

2 教育委員会は、前項の規定による選定に当たり、被選定団体に対し児童館の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他教育委員会規則で定める書類を提出させなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の候補者の選定にあたり、基本的な基準を規定したものである。

【解説】

<第1項関係>

指定管理者に児童館の管理を行わせるにあたり、選定の候補者となる団体の設立目的と選定の基準を列挙したものである。

選定する際の基準として、下記の5項目を示している。

- (1) 児童館を使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 児童館の効用を最大限発揮するものであること。
- (3) 児童館の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 児童館の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他教育委員会が別に定める基準

<第2項関係>

前項の規定による選定に当たり、必要となる提出書類を示したものである。必要となる書類は、児童館の管理に係る企画提案書・収支予算書・財産目録・その他教育委員会規則で定める書類であると示している。

(選定の結果の通知)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による選考を行ったときは、速やかにその結果について被選定団体に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の選考を行った際の結果通知について定めたものである。

【解説】

教育委員会は、指定管理者の候補者の選考結果を、被選定団体に速やかに通知しなければならないと定めている。本条による「選考」とは、指定管理者の候補者としてであり、指定管理者として選定するのではない。

(指定管理者の通知)

第8条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

【趣旨】

本条は、児童館の指定管理者の指定については市議会の議決後、行うことを定めたものである。

【解説】

本条にある「法第244条の2第6項の議決」とは、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と地方自治法に規定されている議決である。よって、市議会の議決を経た後、指定管理者の指定を行うと定めている。

(指定管理者の指定の告示)

第9条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他教育委員会が定める事項を告示しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の指定を行った際の告示について定めている。

【解説】

指定管理者の指定を行ったとき、教育委員会は告示を行わなくてはならない。

告示内容として、以下の4項目を示している。

- (1)指定管理者の名称
- (2)所在地
- (3)指定期間
- (4)その他教育委員会が定める事項

(指定期間)

第10条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の指定期間を定めている。

【解説】

指定期間は5年以内であるが、同一の指定管理者に再指定することも可能であると示している。

(協定の締結)

第11条 指定管理者は、教育委員会と児童館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務報告に関する事項
- (4) 管理費用に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (8) その他教育委員会が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理者と教育委員会が児童館の管理に関する協定を締結しなければならないことと、協定で定める事項を定めている。

【解説】

<第1項関係>

児童館の管理に関する協定を指定管理者と教育委員会間で締結しなければならないことを示している。

<第2項関係>

協定で定める事項として、以下の8項目を示している。

- (1)指定期間に関する事項
- (2)管理業務に関する事項
- (3)管理業務報告に関する事項
- (4)管理費用に関する事項
- (5)指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6)管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7)管理業務に係る情報公開に関する事項
- (8)その他教育委員会が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出等)

第 12 条 指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、児童館に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 児童館の管理業務の実施状況
- (2) 児童館の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、児童館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理者が提出しなくてはならない事業報告書の、作成と提出の時期及び記載すべき事項を定めたものである。

【解説】

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に事業報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により年度途中で指定を取り消されたり、業務の停止を指定管理者が命ぜられたときは、60 日以内に処分を受けた日までの事業報告書を作成し、提出しなければならないと定めている。なお、法第 244 条の 2 第 11 項の規定とは、「普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる」としている地方自治法の規定である。

事業報告書の内容として、以下の 3 項目を示している。

- (1) 児童館の管理業務の実施状況
- (2) 児童館の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、児童館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会が別に定める事項

市は本条の書類を確認し、児童館の管理の実態を把握するものである。

(指定の取消しの告示)

第 13 条 教育委員会は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の教育委員会が定める事項を告示しなければならない。

【趣旨】

本条は、教育委員会が指定管理者の指定の取り消しや停止を命じた際の告示について定めたものである。

【解説】

地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、教育委員会が指定管理者の指定を取り消したり、業務の全部または一部の停止を命じたときは、告示をしなければならないと定めている。告示の内容は指定管理者の名称、所在地、その他の教育委員会が定める事項の 3 項目であると示

している。

(選定の制限)

第 14 条 教育委員会は、前条の規定による告示を行った指定管理者については、第 6 条第 1 項の規定による次回の指定管理者の候補者としての選定を行うことができない。

【趣旨】

本条は、教育委員会に指定の取り消しや停止を命じられた指定管理者の次回の指定管理の候補者としての選定について定めたものである。

【解説】

教育委員会に指定を取り消されたり業務の停止を命じられた指定管理者は、次回の指定管理者の候補者としての選定を行うことができないと定めている。

(開館時間)

第 15 条 児童館の開館時間は、正午から午後 5 時 30 分まで（土曜日にあっては、午前 10 時から午後 5 時 30 分まで）とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

【趣旨】

本条は、児童館の開館時間について定めている。

【解説】

< 第 1 項関係 >

児童館の開館時間は、正午から午後 5 時 30 分まで、土曜日にあっては、午前 10 時から午後 5 時 30 分までと定めている。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合には、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更できると定めている。

< 第 2 項関係 >

教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を変更できると定めている。

(休館日)

第 16 条 児童館の休館日は、月曜日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

【趣旨】

本条は、児童館の休館日について定めている。

【解説】

<第1項関係>

児童館の休館日は、月曜日及び12月29日から翌年1月3日までと定めている。また、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。児童館の共催でないコミュニティセンター行事等が考えられるが、必ず教育委員会の承認は必要である。

<第2項関係>

教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

(使用の承認)

第17条 児童館を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

【趣旨】

本条は、児童館の使用の承認について定めている。

【解説】

<第1項関係>

児童館を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならないと定めている。

<第2項関係>

児童館の使用の承認に際し、指定管理者の判断において、管理上必要な条件を付できると定めている。

(使用の不承認)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による使用の承認をしない。

- (1) 児童館の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷又は、滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他指定管理者が管理上その使用を不相当と認めるとき。

【趣旨】

本条は、児童館の使用の不承認について定めたものである。

【解説】

本条では、児童館の使用の承認を得ようとして申し込みがあった際に、使用の承認をしない場合をあらかじめ定めたものである。

児童館の使用を承認しない場合を、以下の4項目示している。

- (1) 児童館の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。

- (2)施設等を損傷又は、滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3)集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4)その他指定管理者が管理上その使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第19条 指定管理者は、第17条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 使用の申込みに偽り又は不正があったとき。
- (2) 第17条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 使用の承認後前条第各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (6) その他指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

【趣旨】

本条は、指定管理者が一度使用の承認を行ったものに対し、その承認を取り消したり、使用の中止または変更したりすることができる場合を定めている。

【解説】

指定管理者は、児童館の使用の承認を受けた者が、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる場合を定めている。なお、その場合に使用者に損害が生じてもその責任を指定管理者は負わないことも定めている。

指定管理者が使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる場合を、以下の6項目示している。

- (1)使用の申込みに偽り又は不正があったとき。
- (2)第17条第2項の条件に違反したとき。
- (3)使用の承認後前条第各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5)天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (6)その他指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(入館の拒否)

第20条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、児童館への入館の拒否について定めている。

【解説】

指定管理者は、他人に危害や迷惑を及ぼすおそれのある者や管理上支障がある者に対して、入

館を拒否することができる」と定めている。

(目的外使用等の禁止)

第 21 条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外に児童館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

【趣旨】

本条は、児童館の目的外使用等の禁止について定めたものである。

【解説】

児童館使用の許可を受けたものは、その申請した内容以外の目的で児童館を使用したり、他人に貸したりしてはならないことを定めている。

(原状回復の義務)

第 22 条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときはこの限りでない。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第 19 条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたときも同様とする。

【趣旨】

本条は、指定管理者及び施設利用者の原状回復義務について定めている。

【解説】

< 第 1 項関係 >

指定管理者は、指定期間が満了したときまたは指定を取り消されるか業務の停止を命じられたときは、速やかに原状に回復しなければならないと定めている。ただし、教育委員会が承認した場合は、この限りでない。

< 第 2 項関係 >

施設使用者は、施設の利用が終わったときは、ただちに原状に回復しなければならない。使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたときも、同様に原状回復の義務を負うと定めている。

(損害賠償義務)

第 23 条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、指定管理者または施設使用者の損害賠償義務について定めている。

【解説】

指定管理者や施設使用者が施設に対して損害を与えた場合、その損害を賠償する必要があると定めたものである。その損害が故意でなくても、賠償の義務はあると規定している。

ただし、教育委員会が特別の事情があると認めた場合には、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第 24 条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成 15 年大和市条例第 22 号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び児童館の業務に従事している者は、児童館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

【趣旨】

本条は、児童館業務に関係する者の個人情報の取扱いについて定めている。

【解説】

<第 1 項関係>

「大和市個人情報保護条例(平成 15 年大和市条例第 22 号)の趣旨」とは、「自治の基本理念を尊重し、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資すること」である。指定管理者は、児童館の管理業務に関して保有する個人情報の取り扱いについて、個人情報の漏えい・き損・滅失の防止について、この趣旨にのっとり措置を講じなければならないと定めている。

<第 2 項関係>

指定管理者及び児童館業務に従事している者は、児童館の管理に関して知り得た秘密を他人に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用してはならないと定めている。指定管理期間満了後、または指定取り消し後の指定管理者や、業務に従事している者が職を退き業務を離れた後においても、同様であると定めている。

(情報公開)

第 25 条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成 12 年大和市条例第 19 号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の情報公開の原則を定めている。

【解説】

本条の「大和市情報公開条例（平成 12 年大和市条例第 19 号）の趣旨」とは、「行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市と市民との市政に関する情報の共有化を図り、市民の主体的関与の下に、透明で公正な市政運営を確立すること」である。指定管理者はこの趣旨に基づき情報を公開し、透明性の確保に努めなければならないと定めている。

(委任)

第 26 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【趣旨】

条例を施行するにあたり必要な事項は、別に定めることを表している。

【解説】

条例を施行・実施するにあたり必要な事項は、別に教育委員会規則で定めなければならないと示している。